

住居確保給付金のご案内

R4.12.22改訂

1 住居確保給付金とは？

離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方、または住居を失った方で、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃（世帯人数による上限額及び収入状況による調整あり）を自治体から家主さんに支給することで、住居及び就労機会の確保を支援します。

①支給基準額：下記を上限として、収入に応じて調整された額

1人世帯	37,000円	2人世帯	44,000円	3～5人世帯	48,000円
6人世帯	52,000円	7人以上世帯	58,000円		

②支給期間：原則3か月（一定の条件により延長が可能です）

③支給方法：家主または不動産事業者等の口座へ、市から直接振り込みます。

2 受給要件

申請するときに、次の①～⑧（②はアまたはイ）の要件全てに該当する方

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方、または住居を失った方
- ② ア) 申請日において、離職、廃業の日から2年以内である方
イ) やむを得ない休業等により、就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にある方
- ③ 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
- ④ 【世帯収入要件】（〔表1〕-A欄参照）

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、〔表1〕-A欄の世帯収入基準額（基準額と家賃額（上限あり。上限額に満たない場合はその額）を合算した額）以下であること

（※）「基準額」＝市町村民税均等割の非課税となる収入額の1/12

- ⑤ 【金融資産要件】（〔表1〕-B欄参照）

申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、〔表1〕-B欄の金融資産基準額以下であること

- ⑥ ハローワーク等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと（休業等の方は任意）
- ⑦ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

・鶴ヶ島市の場合

〔表1〕 世帯収入基準額・金融資産基準額

単位：円

世帯人数	A：世帯収入基準額 (基準額+家賃額)	基準額	家賃額 (上限額)	B：金融資産基準額
1人	115,000	78,000	37,000	468,000
2人	159,000	115,000	44,000	690,000
3人	188,000	140,000	48,000	840,000
4人	223,000	175,000	48,000	1,000,000
5人	257,000	209,000	48,000	
6人	294,000	242,000	52,000	
7人	333,000	275,000	58,000	

※世帯収入基準額は基準額と家賃上限額の合計です。実際の家賃が上限額に満たない場合はその額との合計となります。

3 支給額・支給期間・支給方法

① 支給額の算出

- ・世帯収入額が〔表2〕の基準額以下の場合・・・〔表2〕の家賃上限額を限度に家賃額を支給
- ・世帯収入額が〔表2〕の基準額を超える場合・・・家賃上限額を限度に支給＝実際家賃額－（世帯収入額－基準額）

〔表2〕支給基準額（上限額）

単位：円

世帯人数	基準額	家賃上限額 (支給上限額)
1人	78,000	37,000
2人	115,000	44,000
3人	140,000	48,000
4人	175,000	48,000
5人	209,000	48,000
6人	242,000	52,000
7人	275,000	58,000

※生活保護住宅扶助基準額（上限額）に基づく

② 支給期間

原則3か月間（一定の条件を満たせば3か月間の延長、再延長が可能となり、住居確保給付金の支給を受けた者であってその支給が終了した後に、令和3年2月1日から令和5年3月31日までの間に再申請をした場合、最長12か月間まで支給が受けられます。）

③ 支給方法

家主または不動産事業者等へ市から直接振り込みます。ただし、世帯収入の状況等によっては支給額が実際家賃額に満たないことがあります。その場合、差額は申請者が直接家主等へお支払いください。

4 住居確保給付金支給期間中に行うこと

鶴ヶ島市生活サポートセンターの支援を受けながら以下の求職活動を行うこと。

- ① 毎月1回以上、鶴ヶ島市生活サポートセンターの就労支援員に就職活動の状況報告等を行うとともに、支援員等による面談・相談・指導を受けること。（郵送、ファクス等可）
- ② 月1回以上、ハローワーク等で職業相談等を受けること。（休業等の方は任意）
- ③ 原則月1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。（休業等の方は任意）
- ④ 自立相談支援機関におけるプランに沿った活動を行うこと。（休業等の方は必須）

5 その他

- ・ 住居確保給付金で支給されるのは「家賃額」だけであり、管理費・共益費等については自己負担となります。
- ・ 常用就職等をして収入が住居確保給付金の収入基準額を上回った場合、その月から住居確保給付金の支給は中止となります。
- ・ 上記「4 住居確保給付金支給期間中に行うこと」を行わない、関係機関の指導等に従わない、又は禁錮刑以上の刑に処された場合等、住居確保給付金の支給が中止となります。

また、鶴ヶ島市社会福祉協議会(市庁舎内)では失業などにより生活に困窮している方に総合支援資金等の貸付を行っています。

雇用保険、年金などを含め他の公的な給付・貸付を受けることができず、生活費を賄うことができない等の要件がありますので、社会福祉協議会にご相談ください。

問合せ・申込み先

〒350-2292 鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1（市役所6階）
鶴ヶ島市生活サポートセンター（市社会福祉協議会委託）
TEL 049-277-4116